

国際協力銀行/国際金融等業務に適用される
環境ガイドラインの異議申立手続にかかる提言

平成 14 年 8 月 16 日
社団法人 日本貿易会
為替金融委員会

1. 背景

環境社会配慮を積極的に進めることは、企業にとって重要な課題であることは論を俟たない。1996年には、経団連が「経団連環境アピール——21世紀の環境保全に向けた経済界の自主行動宣言——」を発表し、日本貿易会は、その趣旨に沿って「環境保全に関する貿易業界の行動計画」を同年策定した。加盟各商社は、海外事業展開にあたって、事業を通じて当該国の経済発展と環境保全の両立および国民福祉の向上に資するよう、経団連地球環境憲章に盛り込まれた「海外事業展開における10の環境配慮事項」を行動指針として事業活動を遂行してきている。さらに、日本貿易会は、本年「環境行動基準」を策定し、そのなかで海外展開にあたっての環境配慮を再確認している。

海外生産・開発輸入をはじめ、わが国企業の事業活動の国際的展開は、製造業のみならず金融・物流・サービス等に至るまで、急速に拡大している。海外事業の展開にあたっては、前述の「海外事業展開における10の環境配慮事項」遵守はもちろんのこと、海外における事業活動の多様化・増大等に応じた環境配慮に一段と積極的に取り組むことが重要である。このことから、本年4月に国際協力銀行が発表した「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」（以下「新環境ガイドライン」という）は企業としても最大限尊重、遵守すべきものと考えている。

この新環境ガイドラインにおいては、ガイドライン不遵守の場合の異議申立を受け付け、必要な措置をとることが規定されている。我々は、我が国企業の競争力への影響の観点から、特に国際金融等業務に適用される異議申立手続に極めて高い関心を持っている。異議申立手続は、競争目的・政治目的から濫用される恐れがあるので、企業活動に配慮したバランスのとれた制度の構築が強く期待される。

また、国際協力銀行の行う国際金融等業務は、我が国の民間企業が主体的に実施する事業に純粧に金融機関として投融資を行うものであり、政府間の合意に基づき行われ、相手国政府が主体となって行われるODAとは異なるものである。我が国企業は、市場からの監視に絶えず晒されているため、高いモラルと社会的使命感を持って海外事業を行っている。例えば住民との間で問題が発生したときには、企業には住民との対話を積極的に行い、柔軟に対応することが市場メカニズムの下では合理的な選択であると言えよう。民間が行う私的な紛争

解決は、公的な紛争解決よりも、合理的・効率的・効果的である。従って、異議申立手続は、企業の自発的な紛争解決の努力に必要以上に介入するべきではない。

ODAについては、政府が主体となるため、各段階において徹底した透明性が求められる。一方、企業が主体となる事業においては、当該事業に関して異議申立がなされた場合に、その内容及び手続の進展を、結論が不確かな段階で逐一公開することは、企業の社会的評価をいたずらに低下させることになりかねず、またビジネス遂行上の秘密保持の観点から適切とは言えない場合がある。また企業の自発的な紛争解決の努力を尊重する観点からも、当該紛争解決に関する情報公開には格別の配慮が必要である。

以上を踏まえ、国際協力銀行は、国際金融等業務と海外経済協力（ODA）業務について別個の異議申立手続を制定するべきであると考える。以下、国際金融等業務に適用される異議申立手続につき提言する。

2. 提言

（1）目的

国際金融等業務の異議申立手続は、企業の紛争解決に向けた努力を尊重しながら、新環境ガイドラインの遵守・不遵守を確認し、紛争解決に向けた当事者間の対話を促進することを目的とすべきである。

（2）基本原則

異議申立手続は、以下を基本原則とすべきである。

- ◆ 専門性をもって迅速に紛争解決に貢献し、紛争を長期化させないこと
- ◆ 本邦企業がOECD加盟国企業と公平・対等に競争できる様に、各の政府及びECAとの共通のルールつくるなど Equal Footing の原則が保てる様に対応すること
- ◆ 企業と住民の自主的な紛争解決にむけた対話を促進し、自主的な紛争解決の努力に補完的なものであること
- ◆ 「中立性」を保ち、一方的な立場からだけでなく、企業と現地の住民からの声にバランス良く耳を傾けること
- ◆ 必要以上の国民負担をかけることない最小規模のものとすること
- ◆ 手続は、政治目的・競争目的で濫用されること無く、真に住民との対話を促進することであること

（3）組織・機能

- ① 専門性を發揮する観点から、国際協力銀行内部に投融資部門から独立した総裁直属の「異議処理部署」を設立し、企業の声と地域住民の声をバランス良く聞くことができ、国際協力銀行の国際金融等業務の手続に精通した人材を、行内より登用すべきである。
- ② 異議処理部署は、コストを最小限に抑える観点から最小規模のものとし、ガイドラ

イン遵守の事実にかかる調査と当事者間の対話の促進に注力すべきである。

- ③ 異議申立は、（1）企業の自発的な紛争解決の努力に影響を与えないよう、企業と住民との間で誠実な話し合いが行われていないときに機能するべきである、（2）企業は既に我が国・途上国において司法のチェックに晒されているところ、企業・住民間の紛争が既に我が国・途上国の諸制度において係争中でない場合に限り受け付けられるべきである、（3）手続の濫用を防ぐため、申し立て資格は「プロジェクトにより影響をうける住民」に限定されるべきである。（4）異議申立の受理は、ビジネスに過度に影響を与えないよう、融資契約締結後貸付実行終了までの期間に限定し、仮に住民から環境影響に関する懸念が示された場合には、融資契約締結前は投融資部門の通常の審査プロセスの中で処理され、貸付実行終了後は通常のモニタリングのプロセスで処理されるべきである。
- ④ 紛争解決のための対話を促すこと、および企業秘密の保持のため、情報公開は全て当事者の合意に基づき行われるべきである。

以上